

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民参加による自主防災組織の育成を推進し、自主防災組織の活動が円滑に行われるために、自主防災組織が実施する事業活動に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 原則として行政区を単位とし、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するために、次に掲げる防災活動を行う団体で、自主防災組織設立届出書(様式第1号)により市長に届出があったものをいう。

- ア 自主防災組織の防災計画書の作成
- イ 防災知識の普及
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災用資機材の整備・点検
- オ 自主防災地図(防災マップ)の作成
- カ 地域内の他組織との連携
- キ 初期消火の実施
- ク 情報の収集・伝達
- ケ 救出・救護の実施及び協力
- コ 避難の実施
- サ 炊き出し及び救援物資の分配に対する協力等
- シ その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項

(2) 防災訓練 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練等で、次に掲げるものをいう。

- ア 情報の収集及び伝達の訓練
- イ 出火防止及び初期消火の訓練
- ウ 救出及び救護の訓練
- エ 避難訓練
- オ 炊き出し・給水訓練
- カ その他の防災訓練及び研修

(3) 防災資機材 自主防災組織が防災活動を行ううえで使用する機材のうち、別表第1に掲げるものをいう。

(補助対象事業及び補助金)

第3条 補助の対象となる事業及び補助金の額は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、予算の範囲内とし、防災訓練の実施、防災資機材の購入及び地区防災計画等の作成については、それぞれ同一年度内につき1回限りとする。

(令元. 7. 31・一部改正)

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織(以下「申請者」という。)は、八女市自主防災組織支援整備実施補助金交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付申請があったときは、その内容を審査したうえで補助金の可否を決定し、八女市自主防災組織支援整備事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、八女市自主防災組織支援整備事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 申請者は、補助金の交付に係る事業が完了したときは、速やかに八女市自主防災組織支援整備

事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付申請に際して、事業の実績を証する書類等の提出があった場合は、実績報告書の提出を省略することができる。

(令元. 7. 31・一部改正)

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が、次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は、八女市自主防災組織支援整備補助金返還命令書(様式第6号)により期限を定めて、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不当と認めるとき。

(検査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対して事業内容について報告させ、又は検査を行うことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成23年5月6日から施行し、平成23年度から令和4年度までの補助金について適用する。

(平26. 3. 26・平29. 3. 28・令2. 3. 27・一部改正)

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前までに設立された自主防災組織については、第2条第1号の規定にかかわらず、自主防災組織設立届出があったものとみなす。

附 則(平成24年3月21日決裁)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日決裁)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日決裁)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月31日決裁)

この要綱は、令和元年7月31日から施行し、改正後の八女市自主防災組織支援整備事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年3月27日決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月9日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の本要綱の規定は、同日以後の申請その他の手続について適用する。

別表第1(第2条関係)

区分	資機材名
自主防災組織準備資機材	自主防災組織用ジャンパー、ヘルメット、ヘッドライト等
情報伝達用資機材	携帯用無線機、トランシーバー、メガホン等
消火用資機材	消火器、格納器具一式、バケツ、ジェットシューター等
救助用資機材	ジャッキ、スコップ、かけや、梯子、ロープ、つるはし、ハンマー、バール、おの、のこぎり等
救護用資機材	救急医療用具、担架、車いす、テント、防水シート、簡易トイレ、毛布等
避難用資機材	発電機、投光器、コードリール、強力ライト、リヤカー、誘導旗、腕章等
給食給水用資機材	炊き出し用炊飯装置、給水タンク、緊急用ろ水装置、かま、なべ、ビニールシート等

その他防災資機材

市長が、防災に関し必要があると認めた資機材

別表第2(第3条関係)

(平24.3.21・令元.7.31・一部改正)

補助対象事業	補助金額
防災訓練の実施に係る経費	世帯数に1世帯当たり100円を乗じて得た額に10,000円を加えて得た額と、訓練の実施に要する経費の実支出額のいずれか少ない額
防災資機材の購入に係る経費	購入金額の2分の1以内とし、最高限度額を100,000円とする。ただし、新規設立団体については、購入金額が200,000円以内の場合は全額とし、200,000円を超える場合は200,000円とする。
地区防災計画等の作成に係る経費	地区防災計画等の作成に係る実支出額又は50,000円のうちいずれか少ない額
注)申請については、それぞれ同一年度内につき1回限りとする。世帯数については、当該年度の4月1日現在の数とする。	

様式第1号(第2条関係)

(令4.2.9・一部改正)

様式第1号(第2条関係)

自主防災組織設立届出書

年 月 日

八女市長

自主防災組織名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名(自署) _____

代表者電話番号 _____

下記のとおり自主防災組織を設立しましたので届け出ます。

記

1. 自主防災組織の概要

自 主 防 災 組 織 名	
母 体 自 治 会 等 名	
組 織 構 成 世 帯 数	世帯
設 置 年 月 日	年 月 日

2. 添付資料

- (1) 規約
- (2) 役員名簿
- (3) 活動計画書

様式第2号(第4条関係)

(令元. 7. 31・全改、令4. 2. 9・一部改正)

様式第2号(第4条関係)

八女市自主防災組織支援整備事業補助金交付申請書

年 月 日

八女市長

自主防災組織名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
代表者電話番号 _____

年度において八女市自主防災組織支援整備事業補助金の交付を受けたいので、
下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円
※ 100円未満切捨て

2 補助金申請額内訳

補助対象事業	補助基準額	算出基礎
防災訓練の実施に係る経費(A)	円	付表1
防災資機材の購入に係る経費(B)	円	付表2
防災計画等の作成に係る経費(C)	円	付表3
合計	円	

3 添付書類

- (1) 八女市自主防災組織支援事業内訳書(付表)
 - (2) 見積書
 - (3) 購入する防災資機材に関する仕様書(カタログ等)
- ※ 交付申請に際して、事業の実績を証する書類を提出する場合
- (4) 請求書及び領収書の写し
 - (5) 設置(保管)位置図及び写真
 - (6) その他事業の実績を確認できるもの

様式第3号(第5条関係)

八女市自主防災組織支援整備事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

自主防災組織名 _____
代表者氏名 _____様

八女市長 印

年 月 日付けで補助金交付申請のあった 年度八女市自主防災組織支援整備事業補助金について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 条 件

- (1) 次のいずれかに該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更するとき。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 八女市自主防災組織支援整備補助金交付要綱を遵守し、その目的以外に使用してはならない。
- (4) 補助事業により取得した防災資機材は、補助事業完了後においても補助金の交付の目的に従い、適正かつ効率的な管理をしなければならない。また、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

様式第4号(第6条関係)

(令4.2.9・一部改正)

様式第4号(第6条関係)

八女市自主防災組織支援整備事業補助金交付請求書

年 月 日

八女市長

自主防災組織名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

代表者電話番号 _____

年度八女市自主防災組織支援整備事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名	銀行			店
本支店名	農協			出張所
口座の種類	普通 ・ 当座			
口座番号		(フリガナ) 口座名義		

様式第5号(第7条関係)

(令元. 7. 31 ・ 全改、令4. 2. 9 ・ 一部改正)

様式第5号(第7条関係)

八女市自主防災組織支援整備事業実績報告書

年 月 日

八女市長

自主防災組織名 _____
代表者住所 _____
代表者氏名 _____
代表者電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知を受けた 年
度八女市自主防災組織支援整備事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告
します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円
※ 100円未満切捨て

2 補助金申請額内訳

補助対象事業	補助基準額	算出基礎
防災訓練の実施に係る経費(A)	円	付表1
防災資機材の購入に係る経費(B)	円	付表2
防災計画等の作成に係る経費(C)	円	付表3
合計	円	

3 添付書類

- (1) 八女市自主防災組織支援事業内訳書(付表)
- (2) 請求書及び領収書の写し
- (3) 設置(保管)位置図及び写真
- (4) その他事業の実績を確認できるもの

様式第6号(第8条関係)

八女市自主防災組織支援整備補助金返還命令書

第 号
年 月 日

申請者
自主防災組織名 _____
代表者名 _____ 様

八女市長 印

八女市自主防災組織支援整備補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

補助金返還額	円
返還理由	
返還期限	年 月 日まで
返還方法	
補助年度	年度
交付決定通知年月日	年 月 日 第 号
補助金の名称	
補助事業の名称	
補助金交付決定通知額	円
補助金交付確定通知額	円
補助金既交付金	円